

生駒市規則第12号

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

生駒市の臨時職員の給与の支給に関する規則（平成24年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表学校給食配膳員の項中「825円」を「837円」に改める。

附 則

この規則は、令和元年10月5日から施行する。